

静岡県立病院機構評価委員会

参考資料

○目次

・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例	1
・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針	3
・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構の事業年度の業務実績に係る評価要領	5
・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期目標	7
・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期計画	13
・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構 令和6年度計画	27

○地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例

平成19年7月13日

条例第48号

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例をここに公布する。

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法に定めるもののほか、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 法第26条第1項に規定する中期計画
- (2) 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績及び同項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績
- (3) その他知事が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、医療又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第23号抄)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）の設立団体の長である知事が、機構の業務の実績について評価を行うに当たっては、以下の方針に基づくものとする。

1 目的

知事が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。

2 基本的な考え方

知事が行う評価の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

（１）医療水準の向上や県民の健康の確保など県民への寄与

高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与すること。

（２）業務運営の効果的かつ効率的な実施

機構の行う業務（医療の提供等）が、効果的かつ効率的に実施されていること。

（３）公共性及び透明性の確保と自主性の発揮

地方独立行政法人制度における基本理念としての「公共性」（確実に実施されることが必要な医療を提供すること。）や「透明性」（業務内容の公表を通じ、組織及び運営の状況を明らかにすること。）が確保されていること。

また、業務運営における「自主性」が十分発揮されていること。

（４）中期目標により指示した方針に沿った業務運営

県が指示した「方針書」である中期目標に沿って、業務が実施されていること。

3 評価方法

知事は、地方独立行政法人法に基づき、各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「みなし評価」という。）及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。

年度評価、みなし評価及び中期目標期間評価に当たっては、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くこと

とする。

(1) 年度評価

ア 年度評価は、機構から提出された各事業年度に係る業務の実績に関する報告書を基に、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評価をして行うものとする。

イ 次年度の計画に反映させるため、年度途中で暫定評価を行う。

ウ 年度評価の詳細については、別途定めるものとする。

(2) みなし評価

ア 中期目標期間のみなし評価は、機構から提出された当該中期目標に係る暫定的な事業報告書を基に、当該中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況を調査及び分析をし、総合的な評価をして行うものとする。

イ みなし評価の詳細については、別途定めるものとする。

(3) 中期目標期間評価

ア 中期目標期間評価は、機構から提出された当該中期目標に係る事業報告書を基に、当該中期目標期間における中期目標の達成状況を調査及び分析することにより、中期目標期間中の業務実績全体について総合的な評価をして行うものとする。

イ 次期中期目標に反映させるため、期間途中で暫定評価を行う。

ウ 中期目標期間評価の詳細については別途定めるものとする。

4 その他

知事は、評価を行うに当たり、評価の正確性や信頼性を確保するために、客観的かつ中立公正に行うように努める。

附則

この方針は、平成 21 年 11 月 9 日から施行する。

この方針は、平成 30 年 6 月 5 日から施行する。

地方独立行政法人静岡県立病院機構の事業年度の業務実績に係る評価要領

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）の設立団体の長である知事が行う、機構に係る各事業年度の業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）に当たっては、「地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 趣旨

知事は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とし、機構から提出された各事業年度に係る業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を基にして、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項各号に規定する年度評価を行う。

2 評価の着眼点

年度評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1) 機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- (2) 機構職員のモチベーションを高めること
- (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること

3 評価の時期

年度評価は、法令等に基づき、事業年度終了後に行うこととする。

また、次事業年度の機構の業務運営に反映させるために、暫定評価を当該事業年度途中に行うこととする。

4 評価方法

(1) 業務の実績報告

機構は、業務の実績等を業務実績報告書により記載し、当該実績について自己評価を行った結果を明らかにした報告書とともに、知事に提出する。

業務実績報告書には、地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則第6条に規定する事項を記載することとする。

また、自己評価に当たっては、年度計画を実施する具体的な取組である行動計画の各項目に沿って行うこととし、以下の区分及びその説明を記載する。

S	計画に対し十分に取り組み、顕著な成果が得られている。
A	計画に対し十分に取り組み、成果が得られている。
B	計画に対し十分に取り組んでいる。
C	計画に対する取組みは十分ではない。

(2) 法第 28 条に基づく年度評価

年度評価は、機構から提出された業務実績報告書を基に、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

なお、年度評価に当たっては、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くこととする。

(3) 暫定評価

次事業年度の機構の業務運営に反映させるための暫定評価についても、(1)に準じた報告書に基づき、評価を行うこととする。

なお、暫定評価に当たっては、評価委員会の意見を聴くこととする。

5 通知

知事は、年度評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対しその評価の結果を通知する。

また、必要があるときは、機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることとする。

6 公表

知事は、機構に対し年度評価の結果を通知したときは、遅滞なく、その通知に係る事項（勧告をした場合は、その通知に係る事項及びその勧告内容）を公表するものとする。

7 評価結果の反映

機構は、年度評価及び暫定評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させ、毎年度、当該評価の反映結果を公表するものとする。

8 その他

本実施要領は、必要に応じて、見直すものとする。

附則

この要領は、平成 21 年 11 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 12 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 5 月 2 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 6 月 5 日から施行する。

この要領は、令和元年 11 月 11 日から施行する。

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第4期中期目標

前文

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、平成21年度の法人設立以降、県立3病院（県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院）を運営し、他の医療機関では対応困難な高度・専門医療等の提供をはじめ、救急医療や災害時医療の提供、公的医療機関への医師派遣など、本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献してきました。

平成26年度から平成30年度までの第2期中期目標期間においては、県立総合病院において先端医学棟を開棟するなど、医療の質の向上とその提供体制づくりに取り組むとともに、令和元年度から令和5年度までの第3期中期目標期間においては、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、各病院ともに専用病床を確保するなど、県内の医療提供体制の確保に貢献してきました。

また、経営面においても、設立以降毎年度経常収支黒字を達成しており、健全な病院運営が続いております。

今後も人口減少・少子高齢化の進行や患者の受療行動が変化する中、地域における将来の医療需要を見据えつつ、新興感染症等や大規模災害などの緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるよう、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制を整備するため、地域医療構想や地域包括ケアシステム、医師の働き方改革等の各種施策を一体的に推進していく必要があります。

このような中で、令和6年度から始まる第4期中期目標期間においては、本県の医療政策の方針を定めた静岡県保健医療計画や総務省が策定した公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ、県立病院として、継続して本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献することとし、その機能を強化して、県民のニーズに応え、安全で質の高い医療の提供を図っていく必要があります。また、PDCAサイクルが適切に機能するために、県立病院機構が自主的に定量的目標を策定し、業務運営に取り組む必要があります。

この中期目標は、第4期中期目標期間における県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療の確保や向上のため、県立病院機構が以下の項目に真摯に取り組み、目標が実現されることを強く求めるものであります。

- 1 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。
- 2 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層取り組むこと。
- 3 医師の確保及び育成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣を行うこと。また、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。
- 4 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。

- 5 研究環境の充実により、臨床技術・研究能力の高い医師の確保・育成に努め、地域医療水準の向上に取り組むこと。また、静岡社会健康医学大学院大学との連携や県立総合病院のリサーチサポートセンターの活用などにより、臨床医学や県が推進する社会健康医学などの研究を推進し、新しい医療を創出する研究中核拠点を目指すこと。

第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款で定める業務について、質の向上に取り組み、多様化する県民の医療ニーズへの対応に努めること。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう、県民視点での情報発信に努めるほか、患者や家族が安心して治療できる環境を整備し、その満足度が高められるよう、創意工夫に取り組むこと。

1 医療の提供

医療機関として求められる基本的な診療理念や県立病院が担う役割を明確にし、他の医療機関との機能分担や連携のもと、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。

(1) 基本的な診療理念

診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。

(2) 県立病院が担う役割

他の医療機関では対応困難な高度・特殊医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供するとともに、地域連携に努め、県内医療機関の中核病院としての役割を果たすこと。また、医療技術の進展等に対応し、高度・専門医療等の更なる充実・強化に努めること。

(3) 県立病院が重点的に取り組む医療

県立総合病院においては、中核的医療を行う基幹病院として、先端医学棟の設備・機能を最大限に活用し、3大疾患（がん、脳血管疾患、心疾患）を中心に高度・専門医療や急性期医療等を提供すること。また、高度救命救急センターの運用による広範囲熱傷等の特殊疾病患者の受入れ等、高度救急医療を継続して提供するほか、広域的な救急医療の提供への対応を図ること。

なお、中期目標期間の各事業年度において、病床稼働率90%以上、入院患者満足度90%以上、外来患者満足度85%以上の達成を目指すこと。

県立こころの医療センターにおいては、精神科救急・急性期医療の提供や他の医療機関では対応困難な治療の実施及び司法精神医療の充実を図るほか、近年増加している認知症や依存症など多様な精神疾患への対応、より良い療養環

境の整備や早期入院・早期社会復帰を支援する医療提供体制の充実・強化に努めること。

なお、中期目標期間の各事業年度において、病床稼働率 85%以上、外来患者満足度 85%以上の達成を目指すこと。

県立こども病院においては、小児分野の中核的医療を行う基幹病院として、小児重症心疾患患者やハイリスク胎児・妊婦、新生児に対する高度・先進医療を提供すること。また、小児がん拠点病院としての機能強化、高度な小児救急医療の充実及び児童精神分野の医療の充実を図るほか、患者の円滑な退院・在宅移行を支援する体制整備に努めること。

なお、中期目標期間の各事業年度において、病床稼働率 75%以上、入院患者満足度 90%以上、外来患者満足度 90%以上の達成を目指すこと。

さらに、県立 3 病院は、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症に備え、平時から感染拡大時を想定した体制の確保を進めるとともに、結核、エイズ等のその他の感染症医療や難病医療、移植医療、アレルギー疾患医療等を提供すること。また、認知症をはじめとした精神科患者の身体合併症、依存症など多様な精神疾患、周産期医療における産科合併症以外の合併症及び二次的障害を含む発達障害など、一病院では対応が困難な分野においては、県立 3 病院のそれぞれの特性を活かし、相互に連携を取り、適切な対応を図ること。

その他、移行期医療や医療的ケア児への対応など新たな課題に取り組み、今後の疾病構造や県民の医療ニーズの変化等に対応し、県が求める政策医療に協力すること。また、医療施設や機器の整備については計画的に実施するとともに、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じ、機動的な対応を行うこと。

2 医療従事者の確保及び質の向上

各病院及び地域の医療水準の維持・向上を図るため、医療従事者の確保・育成に努めること。また、優秀な人材を確保・育成するため、研究環境の充実や、院内研修、国内外との交流による研修機能の強化を図ること。さらに、医療従事者が働きやすい環境の整備に努めること。

(1) 医療従事者の確保・育成

各病院において、研究環境の整備及び物的・人的資源を活用した研修プログラムの充実により、臨床医学に真摯に取り組む研究意欲の高い医師や臨床研修医・専攻医の確保及び育成に努めるほか、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。また、看護師及びその他の医療従事者の資質向上のため、所有施設を有効活用した研修の充実を図るとともに、看護師養成施設等からの実習生受入れなど、県内の看護師等の養成に協力すること。

(2) 勤務環境の向上

優秀な医療従事者を確保するため、働きやすく、また、働きがいのある病院

となるよう、適切な労務管理の推進、ICTの活用などにより医師をはじめとした医療従事者の時間外労働の縮減とワーク・ライフ・バランスの向上に取り組み、職員の精神面を含めた健康保持に配慮するほか、医療従事者の業務分担を行うなど、勤務環境の向上を図ること。

3 医療に関する調査及び研究

医療や県民の健康寿命延伸に関する調査及び研究を行い、県立病院が提供する医療の高度化や本県の医療水準の向上、県民の健康寿命の延伸に寄与すること。

(1) 研究機能の強化

各病院において、臨床医学や県が推進する社会健康医学などの研究を推進し、新しい医療を創出する研究に取り組むほか、医療ビッグデータを活用した疫学、ゲノム研究、乳幼児難聴の音声言語獲得に係る研究などの社会健康医学研究を更に推進し、その研究成果の発信等により、県内医療水準の向上及び医療人材の確保・育成に努めること。さらに、産学官との連携による共同研究や治験に取り組むこと。

(2) 診療等の情報の活用

診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。

4 医療に関する地域への支援

本県の地域医療の確保のため、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、信頼され、必要とされる病院であり続けるよう努めること。

(1) 地域の医療機関等との連携・支援

医師派遣の拠点病院として、県医師確保計画の推進に協力し、医師不足の公的医療機関に対し医師派遣を行うとともに、地域医療連携推進法人制度の活用等による病院の機能分化・連携強化を進め、地域における質の高い医療の提供の推進に取り組むこと。また、他の医療機関から紹介された患者の受入れ及び患者に適した医療機関の紹介を積極的に行うこと。さらに、高度医療機器の共同利用の促進、ICTを活用した他の医療機関等との医療情報の共有など、地域医療の確保への支援を一層推進すること。

(2) 社会的な要請への協力及び知識や技術の普及

鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に対し、県立病院が有する人材や知見を積極的に提供し、県内の医療従事者の養成に貢献すること。

(3) 県民への情報提供の充実

公開講座や医療相談の開催、ホームページの活用などを通じて県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。

5 災害等における医療救護

県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担い、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。

(1) 医療救護活動の拠点機能

災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。特に、県立総合病院は基幹災害拠点病院として、県立こころの医療センターは基幹災害拠点精神科病院として、県内の災害時医療の中心的役割を果たすことができるよう機能強化を図ること。あわせて、国の原子力災害対策指針に基づく新たな原子力災害医療体制の整備に努めること。また、県立こども病院は災害時における小児医療分野の中心的役割を果たすよう、日頃から備えること。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護に協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、一層効果的・効率的な業務運営に努め、生産性の向上を図ること。

1 効率的な業務運営体制の強化

医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、医療資源の有効活用や業務の見直し、職員参加型の業務改善等を推進し、業務運営体制の強化を図ること。特に、非稼働病床については、将来の医療需要等を見据え、その活用方法について検討すること。

2 事務部門の専門性の向上

事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。

3 収益の確保と費用の節減

新たな診療報酬の取得可能性やD P Cの係数向上等について積極的に検討を行うほか、診療報酬制度の改定に迅速に対応し、収益の確保を図ること。また、診療報酬請求漏れの防止や未収金の発生防止及び早期回収に努めること。

費用面においては、診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析を随時行い、費用対効果の改善に向けた進捗管理に取り組むこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

地域の医療提供体制を確保し、良質な医療を提供していくため、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、第4期中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とし、持続可能な経営に努めること。

業務運営に当たっては、日頃から経営状況を的確に把握するとともに、社会保障制度の見直しや診療報酬制度の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても適切な対応を図ること。これらの取組を通じて、中長期的な病院運営の健全化や経営基盤の強化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・社会規範の遵守

県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

2 計画的な施設及び医療機器の整備

施設及び医療機器の整備については、費用対効果、地域の医療ニーズ等を総合的に鑑みて計画的に実施すること。特に、高額な医療機器については、減価償却費や償還等を考慮し、十分に検討した上で整備すること。また、県民の医療ニーズの変化、医療技術の進展や電子カルテシステムの統合による利点を活かした更なるデジタル化の推進など、環境の変化に対応し、必要に応じ、計画等を見直しを行うこと。

地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期計画

前文

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、平成21年度の法人設立以降、県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院（以下「県立病院」という。）を運営し、高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であること、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすことを使命とし、本県の政策医療を担い、効率的、効果的な病院運営に取り組んできました。

平成26年度から平成30年度までの第2期中期計画期間には、県立総合病院の先端医学棟を開棟するなど、県立病院では先進的な医療の提供や医療の更なる質の向上に取り組みました。また、令和元年度から令和5年度までの第3期中期計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県と連携し専用病床を確保し医療提供体制を確保するなど県立病院としての使命を果たしてきました。

経営面では、経費の削減努力等により、県から示された中期目標期間を累計した損益計算において経常収支黒字を設立以降の各期間で達成しています。

令和6年度から始まる第4期中期計画期間においては、今後の更なる少子化による人口減少の進行や患者の受療行動の変化に伴う医療需要の変化に対応していくため、国における医療提供体制の改革をはじめ、静岡県保健医療計画や公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ、県立病院が求められる役割を果たせるよう取り組みます。

具体的な取組としては、引き続き「がん医療」、「循環器医療」、「救急医療」等の高度で専門的な医療の提供や地域医療の支援に重点を置いて、医療技術の進歩を的確に取り入れ、県民の医療に対する期待に応えるべく、安全で質の高い先進的な医療の提供に積極的に努めます。

県立病院機構は、下記の基本方針に従って中期計画を策定し、県から示された中期目標の達成に向けて全職員が協力して取り組み、県民の信頼と安心を得る病院であり続け、本県の医療の確保と向上に貢献していきます。

- 1 科学的根拠に基づく最適な医療を安全に提供し、県民に信頼される「第一級の病院」として、本県医療の規範となる役割を果たす。
- 2 「地域医療支援の中心的機能」を果たすため、高度・専門・特殊医療、救急・急性期医療等、他の医療機関では対応困難な医療や不採算医療など、県の医療政策に対し積極的に取り組む。

- 3 教育研修をはじめ、臨床研究機能の充実強化、勤務環境を向上することにより魅力ある病院づくりに努め、優秀な人材の確保と育成及び県との協働による本県の医師確保対策に取り組む。
- 4 職員一人一人が医療の質の向上を目指し、先駆的な取組や業務の改革と改善に努め、その成果を情報発信し、県民や他の医療機関との共有を図る。また、全ての職員が職務について高い満足度を持って取り組むことのできる勤務環境の構築に努める。
- 5 県立総合病院のリサーチサポートセンターを活用し、県立病院機構において臨床研究に取り組み、県内医療水準の向上と医療人材の確保・育成に努める。併せて静岡社会健康医学大学院大学との連携などにより、臨床医学や県が推進する社会健康医学などの研究を推進し、新しい医療を創出する研究中核拠点の構築に取り組む。

第1 中期計画の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

県立病院では、県民の医療需要に的確に対応し、安全で質の高い医療の提供を図る。このためには、医療の品質管理が必要である。この医療の質を向上させるため、定量的目標を定め、適切な医療の提供を行い、県立病院にふさわしい優秀な人材の確保と育成、医療に関する調査及び研究、地域への支援、県民の安心、安全を守るための災害等における医療救護体制の整備に努める。

1 医療の提供

県立病院機構の職員は、県立病院が担う役割と責任を認識するとともに、医療機関に求められる基本的な診療理念を理解し、医療の提供に当たってはそれを実践する。

(1) 基本的な診療理念

診療に当たっては、患者自らが選択し納得できるよう、患者への十分な説明など、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく医療を安全に提供するため、医療技術の向上、チーム医療の推進、医療安全対策の充実などに取り組む。

(2) 県立病院が担う役割

他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療が確実に提供できるように、先進的技術・治療法の導入に努める。ICT（情報通信技術）を活用した医療連携や疾患ごとの地域連携を推進する。

県内医療機関の中核病院として、緊急時における後方病床の確保や人材育成などの支援体制の整備を行うとともに、地域の医療機関との機能分担や紹介割合・逆紹介割合等の向上により、地域連携の強化を図る。

区 分		令和 10 年度目標値
紹介割合	総 合	80%以上／毎年度
	こども	90%以上／毎年度
逆紹介割合	総 合	70%以上／毎年度
	こども	30%以上／毎年度
紹介率	こころ	50%以上／毎年度
逆紹介率	こころ	30%以上／毎年度

(3) 県立病院が重点的に取り組む医療

県が掲げる6疾病6事業を念頭に、各県立病院が専門性を活かしつつ、県立病院間や地域の医療機関との連携を強化して、病態に即した的確な医療を提供する。特に、全国的な課題とされている救急医療や急性期医療の充実に重点的に取り組む。

ア 循環器疾患・がんについては、小児は県立こども病院が、成人は県立総合病院がそれぞれ県内の中核病院の機能を果たしていく。

イ 周産期医療における産科合併症、脳卒中等産科以外の疾患による合併症及び小児から成人まで精神疾患を持つ患者に対する継続的治療、精神科患者の身体合併症や依存症など多様な精神疾患については、各県立病院が連携して取り組む。

ウ 結核指定医療機関、エイズ拠点病院及び難病医療協力病院等として感染症医療や難病医療、移植医療、アレルギー疾患医療に着実に取り組む。

エ 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症や再興感染症の感染拡大に備え、平時から、各県立病院が連携し、患者等の受入体制の確保に取り組む。

オ リハビリテーションや相談援助の体制を充実し、患者の社会復帰、生活支援、就学・就労につながる支援等に取り組む。

- カ 遺伝子解析・診断を活用した疾患の予防、治療及び相談支援に取り組む。
- キ 認知症については、鑑別診断や周辺症状と身体合併に対する急性期治療、専門医療相談等の実施に取り組む。発達障害については、早期療育につながる鑑別診断や治療を実施する。また、地域の保健福祉関係者への助言等の医学的支援や、医療従事者や教育関係者に対する研修の実施に取り組む。
- ク 移行期医療や医療的ケア児への対応など新たな課題については、県と連携して取り組む。
- ケ 高度・専門・特殊医療を県民に提供する第一級の病院であり続けるために、ハイブリッド手術室の活用、ロボット支援手術・放射線治療等の拡充など、高度な治療への対応の強化や適切な治療の提供に取り組む。また、医療を取り巻く環境変化に応じて、先進的な施設や設備等の充実に努める。
- コ 各県立病院は、質の高い医療を継続的に提供するため、次のとおり重点的に取り組む。
- (ア) 県立総合病院
- ・地域における中核的医療を行う基幹病院として、先端医学棟に整備した各種ハイブリッド手術室や放射線治療室の運用などにより、高度・専門医療を提供していく。
 - ・急性心筋梗塞、脳卒中等の循環器疾患において、常時高度な専門的治療を提供する。加えて、生活習慣病としての危険因子を管理するため、地域の医療機関との連携を強化する。
 - ・がん患者に対し、地域がん診療連携拠点病院として、最新・最良の診断、ロボット支援手術などの先進的手術及び化学療法、放射線治療を組み合わせた高度な集学的治療や予防医療を提供する体制を整備し、地域の医療機関等と連携した緩和ケアや終末期医療を提供していく。
 - ・認知症や精神科患者の身体合併症などに対応できる体制を充実する。
 - ・高度救命救急センターとして一層の充実を図り、広範囲熱傷等の特殊疾病患者に対応していく。
 - ・効率的な病院運営を図り、また、県民に安全で質の高い医療の提供を行うため、病床稼働率及び入院・外来患者満足度について各事業年度で高い水準を目指す。

区 分		令和 10 年度目標値
手術件数		9,600 件以上／毎年度
病床稼働率		90%以上／毎年度
患者満足度	入院	90%以上／毎年度
	外来	85%以上／毎年度

(イ) 県立こころの医療センター

- ・ 常時精神科救急医療相談に応じ、患者の支援体制の充実を図る。
- ・ 救急患者を受け入れ、新たな入院患者が早期に退院し社会復帰できるよう支援する精神科救急・急性期医療の提供体制の充実を図る。
- ・ 他の医療機関では対応困難な精神疾患患者への先進的治療に積極的に取り組む。
- ・ 入院患者が早期に退院し、地域で安心して生活できるように、多職種チームによる包括的在宅医療支援体制を構築する。
- ・ 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の司法精神医療について、指定医療機関としての役割を積極的に果たす。
- ・ 認知症・依存症・摂食障害など多様な精神疾患に対応できる体制を構築し、発達障害や思春期及び小児から成人への移行期における精神疾患への対応を図る。
- ・ 良好な療養環境の整備と効率的な病院運営を図り、また、県民に安全で質の高い医療の提供を行うため、病床稼働率及び外来患者満足度について各事業年度で高い水準を目指す。

区 分		令和 10 年度目標値
クロザピン新規導入患者数		12 人以上
病床稼働率		85%以上／毎年度
患者満足度	外来	85%以上／毎年度

(ウ) 県立こども病院

- ・小児分野の中核的医療を行う基幹病院として、ハイブリッド手術室等の先進設備を活用し、小児重症心疾患患者などに対して常時高度な先進的治療を提供する。小児心疾患治療の先導的施設として専門医等の育成に努める。
- ・地域の医療機関と連携して、ハイリスク胎児・妊婦を早期に把握、治療するための一貫した医療システムの構築に努めるほか、新生児に対して、高度な先進的治療を提供するとともに、社会の要求に応じ、県内一般小児医療水準の向上に取り組む。
- ・本県における小児がんの拠点機能を有する病院として、高度な集学的治療に積極的に取り組む。
- ・重篤な小児救命救急患者を常時受入れ可能な体制を維持・強化し、救急医療全般にわたって地域の医療機関と連携して受け入れる体制を整備する。
- ・精神疾患を持つ小児患者やその家族に対して、児童精神科分野における中核的機能の発揮に努める。
- ・重症心身障害児等の医療的ケア児の退院、在宅移行を支援する体制について、県と連携して整備を図る。
- ・少子化の進行等に対応する効率的な病院運営体制と良好な療養環境を整備し、県民に安全で質の高い医療の提供を行うことにより、病床稼働率及び入院・外来患者満足度について各事業年度で高い水準を目指す。

区 分		令和10年度目標値
心臓カテーテル治療実績		200 件以上
病床稼働率		75%以上／毎年度
患者満足度	入院	90%以上／毎年度
	外来	90%以上／毎年度

2 医療従事者の確保及び質の向上

県立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、医療従事者が専門業務に専念できる体制や働きやすい環境の整備に努めることにより、優秀な人材の確保・育成を行う。また、研究環境の充実や、教育研修機能の充実や国内外の医療機関との交流などを推進し、医療従事者の確保・育成に積極的に取り組む。

(1) 医療従事者の確保・育成

県立病院において、研究環境及び医療技術向上と医師養成の特色のある取組による充実した研修体制を整備し、臨床医学に真摯に取り組む研究意欲の高い医師、臨床研修医や専攻医の確保及び技能や知識の向上に努めるほか、県との協働による本県の医師確保対策に取り組む。また、県立総合病院のメディカルスキルアップセンターなどを活用して、医師、看護師及びその他の医療従事者の教育研修体制の充実・強化に努める。実習生の受入れや職員の派遣などを通じて国内外の医療機関と交流を進める。

(2) 勤務環境の向上

適切な労務管理の推進、ICTの活用、医師をはじめとした医療従事者の業務分担をはじめ、仕事と生活の調和に配慮した雇用形態や勤務時間の設定などによる時間外勤務の縮減及び職員の健康保持への配慮や院内保育所の活用など、職員が働きやすく、働きがいを実感できる勤務環境づくりを進める。

3 医療に関する調査及び研究

県内医療水準の向上と県民の健康寿命延伸に寄与するため、県立病院が有する医療資源の活用、院外への情報発信、他の機関との連携を図りながら、調査及び研究に取り組む。また、それらを円滑に進めるため、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進・充実強化に努める。

(1) 研究機能の強化

県立総合病院のリサーチサポートセンターを活用し、県立病院が臨床医学や県が推進する医療ビッグデータを活用した疫学、ゲノム研究及び乳幼児難聴の音声言語獲得に係る研究などの社会健康医学を幅広く推進する。新しい医療の創出を目指し、これら研究成果の発信や還元により、県内医療水準の向上及び医療人材の確保・育成に努める。また、治験や調査研究事業の推進に参画できるよう引き続き体制の整備を行い、県立大学等の研究機関との共同研究にも取り組む。

(2) 診療等の情報の活用

電子カルテシステムの統合等による管理機能の充実を図り、科学的根拠を集積・分析し、カンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用し、医療の質の向上を図る。また、学会、講習会、研究会等へ情報発信しやすい体制を整備する。

4 医療に関する地域への支援

地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすため、県立病院が有する医療資源を積極的に活用するなど、積極的な支援を進める。

(1) 地域の医療機関等との連携・支援

県が策定する医師確保計画の推進に協力する。

県立病院の医師の増員及び育成を図り、地域医療連携推進法人制度の活用等による地域医療を支える県内医療機関への医師派遣の充実など、病院の機能分化・連携強化を進め、地域における質の高い医療の提供の推進に取り組む。また、ICTを活用した医療連携、遠隔診断のネットワークづくりや、高度医療機器などの共同利用を推進し、県立病院の施設、設備や機能について地域への開放を進める。

(2) 社会的な要請への協力及び知識や技術の普及

公的機関からの医療に係る鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に対し、引き続き柔軟に対応していくほか、医療従事者が他の機関・団体における研修や研究等の活動に参画しやすい体制づくりに取り組む。また、院内研修等の教育研修を県内の医療従事者へ積極的に開放していく。

(3) 県民への情報提供の充実

定期的に公開講座、医療相談会等を開催し、ホームページ等で健康管理・増進などについての情報を提供するなど、様々な方法で県民への情報提供を進め県民の健康意識の高揚や健康に関する知識の充実に努める。

区 分		令和10年度目標値
公開講座件数	総 合	35 件以上／毎年度
	こころ	7 件以上／毎年度
	こども	20 件以上／毎年度

5 災害等における医療救護

地震などによる大規模災害の発生が危惧される静岡県の県立病院として、災害等への日頃からの備えを進め、発生時においては静岡県医療救護計画等に基づき、医療救護活動に従事する。

(1) 医療救護活動の拠点機能

県立総合病院は基幹災害拠点病院及び原子力災害拠点病院として、県立こころの医療センターは基幹災害拠点精神科病院としての体制を整備し、日頃から実戦的な災害医療訓練を定期的開催するなど、医療救護活動の拠点となる病院としての機能を維持向上し、災害等の発生時には重篤患者の受入れ、県内外のDMAT（災害派遣医療チーム）・DPAT（災害派遣精神医療チーム）との連携など求められる機能を発揮する。県立こども病院は小児医療分野で中心的役割を果たすことができるよう体制整備に取り組む。

(2) 他県等の医療救護への協力

災害時医療救護派遣マニュアルに基づき、速やかに医療チームを派遣できるよう定期的な要員訓練や、マニュアルの点検を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営に関しては、医療の質の向上のため、適切な職員配置や組織づくりに努めるほか、業務改善への職員の意欲を高め、効果的で効率的な業務運営の実現を図る。

1 効率的な業務運営体制の強化

物価高騰をはじめとする経済状況や医療環境の変化、また、県民の医療需要に的確に対応し最適な医療を提供するため、弾力的な人的資源の配置や医療資源の活用など効果的、効率的な病院運営に努める。

経営状況の把握や経営情報の共有及び的確な予算措置を行うなど、職員の経営意識の醸成を図る。

県立病院の病床については、非稼働病床を含め、将来の社会経済情勢や地域医療の状況を見据えた最適な方法での配置や活用を図る。

業務の改善改革への取組を奨励し、その活動を積極的に評価し、職員の意見が反映されやすい風通しの良い組織運営を進めるなど、職員の意欲が高い活気に溢れた病院づくりに取り組む。

区 分		令和10年度目標値
業務改善運動推進制度 実績件数	総 合	95 件以上／毎年度
	こころ	35 件以上／毎年度
	こども	65 件以上／毎年度
	本 部	15 件以上／毎年度

2 事務部門の専門性の向上

経営管理機能を強化するため、引き続き法人固有の事務職員を採用して業務量に応じた柔軟な職員配置に努め、専門性を十分に発揮できるよう体制を整備する。また、急速な経営環境の変化にも迅速に対応できるように病院運営や医療事務等に精通した人材の確保にも努める。

3 収益の確保と費用の節減

診療報酬制度の改定に迅速に対応し、収益の確保を図る。また、様々な診療報酬の取得可能性やD P Cの係数向上等について積極的な検討を行うほか、診療報酬請求漏れの防止、未収金の発生防止や早期回収に努める。

費用面においては、診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析を随時行い、費用対効果の改善に向けた進捗管理に取り組む。

第4 予算、収支計画及び資金計画

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、第4期中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすることを目指す。

業務運営に当たっては、日頃から経営状況を的確に把握し、社会保障制度の見直しや診療報酬制度の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても適切な対応を図り、経営情報を職員が共有するなど、職員全員の経営意識の向上に努める。これら取組を通じて、中長期的な病院運営の健全化や経営基盤の強化を図る。

1 予 算

2 収支計画 (別表のとおり)

3 資金計画

区 分		令和 10 年度目標値
経常収支比率		目標期間を累計した損益計算において 100%以上
修正医業収支比率		目標期間を累計した損益計算において 85%以上
入院延患者数	総 合	240, 200 人以上
	こころ	68, 600 人以上
	こども	65, 600 人以上
外来延患者数	総 合	491, 700 人以上
	こころ	43, 200 人以上
	こども	96, 700 人以上

第 5 短期借入金の限度額

1 限度額

2, 000 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第 6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第 7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第 8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第10 その他県の規則で定める業務運営に関する事項

1 中期目標期間中の長期借入金の限度額

総額 16,494 百万円

2 積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(1) 法令・社会規範の遵守

県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重し、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。

(2) 計画的な施設及び医療機器の整備

施設及び医療機器の整備については、費用対効果、地域の医療需要等を総合的に鑑みて計画的に取り組む。特に、高額な医療機器については、減価償却費や償還等を考慮し、十分に検討した上で整備する。また、県民の医療需要の変化や医療技術の進展など環境の変化に対応し、電子カルテシステムの統合による利点を活かしたDXの推進及び情報セキュリティ対策など、計画等の見直しを行う。

<目標値一覧>

	区 分			令和 10 年度目標値
医療機能等指標	患者満足度	総 合	入 院	90%以上／毎年度
			外 来	85%以上／毎年度
		こころ	外 来	85%以上／毎年度
			こども	入 院
		外 来		90%以上／毎年度
	手術件数（総合）			9,600 件以上／毎年度
	クロザピン新規導入患者数（こころ）			12 人以上
	心臓カテーテル治療実績（こども）			200 件以上
	紹介割合		総 合	80%以上／毎年度
			こども	90%以上／毎年度
	逆紹介割合		総 合	70%以上／毎年度
			こども	30%以上／毎年度
	紹介率		こころ	50%以上／毎年度
逆紹介率		こころ	30%以上／毎年度	
公開講座件数		総 合	35 件以上／毎年度	
		こころ	7 件以上／毎年度	
		こども	20 件以上／毎年度	
経営指標	経常収支比率			目標期間を累計した損益計算において100%以上
	修正医業収支比率			目標期間を累計した損益計算において85%以上
	病床稼働率	総 合	90%以上／毎年度	
		こころ	85%以上／毎年度	
		こども	75%以上／毎年度	
	入院延患者数	総 合	240,200 人以上	
		こころ	68,600 人以上	
		こども	65,600 人以上	
	外来延患者数	総 合	491,700 人以上	
		こころ	43,200 人以上	
		こども	96,700 人以上	
	業務改善運動推進制度実績件数	総 合	95 件以上／毎年度	
		こころ	35 件以上／毎年度	
こども		65 件以上／毎年度		
本 部		15 件以上／毎年度		

※総 合：県立総合病院

こころ：県立こころの医療センター

こども：県立こども病院

本 部：県立病院機構本部

(別表)

1 予算(令和6年度～令和10年度)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	313,541
営業収益	293,536
医業収益	254,018
運営費負担金	35,837
その他営業収益	3,681
営業外収益	3,463
運営費負担金	663
その他営業外収益	2,799
資本収入	16,543
運営費負担金	0
長期借入金	16,494
その他資本収入	49
その他の収入	0
支出	311,208
営業費用	271,799
医業費用	269,886
給与費	131,869
材料費	94,100
経費	42,438
研究研修費	1,479
一般管理費	1,913
営業外費用	1,709
資本支出	37,298
建設改良費	16,770
償還金	20,067
長期貸付金	462
その他の支出	402

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

[人件費の見積り]

期間中総額133,361百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。

建設改良に係る償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画(令和6年度～令和10年度)

(単位:百万円)

区 分	金額
収益の部	297,918
営業収益	294,455
医業収益	254,018
運営費負担金収益	35,837
資産見返負債戻入	920
その他営業収益	3,681
営業外収益	3,463
運営費負担金収益	663
その他営業外収益	2,799
臨時利益	0
費用の部	298,785
営業費用	294,251
医業費用	292,290
給与費	131,869
材料費	94,100
経費	42,956
減価償却費	21,885
研究研修費	1,479
一般管理費	1,962
営業外費用	3,666
臨時損失	868
予備費	0
純利益	▲ 867
目的積立金取崩額	0
総利益	▲ 867

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画(令和6年度～令和10年度)

(単位:百万円)

区 分	金額
資金収入	323,929
業務活動による収入	296,999
診療業務による収入	254,018
運営費負担金による収入	36,500
その他の業務活動による収入	6,480
投資活動による収入	49
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	49
財務活動による収入	16,494
長期借入れによる収入	16,494
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	10,388
資金支出	323,929
業務活動による支出	273,508
給与費支出	133,361
材料費支出	94,100
その他の業務活動による支出	46,047
投資活動による支出	16,770
固定資産の取得による支出	16,770
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	20,930
長期借入金の返済による支出	14,969
移行前地方債償還債務の償還による支出	5,098
その他の財務活動による支出	863
次期中期目標期間への繰越金	12,721

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

地方独立行政法人静岡県立病院機構 令和6年度計画

県立病院機構は、第4期中期計画期間の初年度を迎えるにあたり、引き続き「第一級の病院」、「地域医療支援の中心的機能」など、中期目標において求められている役割を果たしていくことを最優先課題として取り組んでいく。

このため、積極的な人材確保、環境改善及び医療の質の向上、地域医療機関との更なる連携、業務量に基づく収支計画、法人の特色を活かした経営の効率化、将来を見据えた資本整備、第4期中期計画期間を累計した経常収支比率100%の達成を念頭に、令和6年度重点事業、予算・収支計画・資金計画等を以下のとおり定める。

第1 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療の提供

(1) 基本的な診療理念

各県立病院は、患者が選択し納得できる最良の医療を提供するため、次の事項等に取り組む。

- ・患者への十分な説明と同意の徹底
- ・医療技術の向上
- ・チーム医療の推進
- ・医療安全対策の充実
- ・患者満足度（入院・外来）の向上

(2) 県立病院が担う役割

県内の中核的病院として高度・専門・特殊医療を提供するため、地域の医療機関との機能分担を推進し、地域の医療機関との連携を強化する。

- ・紹介・逆紹介の推進
- ・地域連携クリニカルパスの推進
- ・かかりつけ医との診療情報の共有化の推進
- ・ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル（ふじのくにねっと）の推進

【目標値】

区 分		令和4年度 実 績 値	令和6年度 目 標 値
紹介割合	総 合	93.8%	80%以上
	こども	106.4%	90%以上
逆紹介割合	総 合	82.0‰	70‰以上
	こども	36.3‰	30‰以上
紹 介 率	こころ	53.6%	50%以上
逆紹介率	こころ	26.9%	30%以上

(3) 県立病院が重点的に取り組む医療

各県立病院は、県が求める政策医療を念頭に、それぞれの特性を生かし、以下の医療に重点的に取り組む。

ア 循環器疾患・がん疾患については、小児は県立こども病院が、成人は県立総合病院がそれぞれ県内の中核病院の機能を果たしていく。

イ 周産期医療における産科合併症、脳卒中等産科以外の疾患による合併症及び小児から成人まで精神疾患を持つ患者に対する継続的治療、精神科患者の身体合併症や依存症など多様な精神疾患については、各県立病院が連携して取り組む。

ウ 結核指定医療機関、エイズ拠点病院及び難病医療協力病院等として感染症医療や難病医療、移植医療、アレルギー疾患医療に着実に取り組む。

エ SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）感染症等の新興感染症や再興感染症の感染拡大に備え、平時から、県及び各県立病院の連携により、患者等の受入体制の確保に取り組む。

オ リハビリテーションや相談援助の体制を充実し、患者の社会復帰、生活支援、就学・就労につながる支援等に取り組む。

カ 遺伝子解析・診断を活用した疾患の予防、治療及び相談支援に取り組む。

キ 認知症については、鑑別診断や周辺症状と身体合併に対する急性期治療、専門医療相談等の実施に取り組む。発達障害については、早期療育につながる鑑別診断や治療を実施する。これらを含む多様な精神疾患や身体合併症など精神科医療に対する要望等を受け、総合的に必要な医療を受けられる体制の整備を進める。

また、地域の保健福祉関係者への助言等の医学的支援や、医療従事者や教育関係者に対する研修の実施に取り組む。

ク 移行期医療支援センターの運用などによる移行期医療や医療的ケア児への対応など新たな課題については、県と連携して取り組む。

ケ 高度・専門・特殊医療を県民に提供する第一級の病院であり続けるために、ハイブリッド手術室の活用、ロボット支援手術・放射線治療等の拡充など、高度な治療への対応の強化や適切な治療に取り組む。質の高い医療の提供と効率的な病院運営を目指すため、医療DXの推進などに取組む。

また、医療を取り巻く環境変化に応じて、先進的な施設や設備等の充実に努める。

コ 各県立病院は医療の提供に当たり、次のとおり重点的に取り組む。

(ア) 県立総合病院診療事業

地域における中核的医療を行う基幹病院として、各疾患に対する総合的な医療をはじめ、3大疾患（心疾患、脳血管疾患、がん疾患）に対する高度・専門医療や救急・急性期医療等を提供する。

各診療事業を推進するため、医師・看護師確保に取り組む。

県民に提供する医療＜業務予定量＞

病 床 数	718 床
一般病床	662 床
結核病床	50 床
精神病床	6 床
入院患者	227,083 人
外来患者	464,645 人

○先端医学棟に整備した各種ハイブリッド手術室や放射線治療室の運用による適切な治療の提供

- ・ハイブリッド手術室を活用した高度専門医療の推進
- ・高度放射線治療の推進

○循環器疾患患者に対して循環器病センター機能を活かした常時高度な専門的治療を提供する体制の充実

- ・重症心不全疾患の患者に対して冠状動脈疾患集中治療室（C C U／I C U）機能を最大限に活かした高度な専門的治療の提供
- ・急性心筋梗塞、脳卒中発症患者に対応する常時救急受入体制の強化
- ・循環器関連診療科の有機的な連携によるチーム医療の推進
- ・ハイブリッド手術室の使用による経カテーテル大動脈弁置換術（T A V I）、ステントグラフト内挿術、経皮的僧帽弁接合不全修復術（M i t r a C l i p）等の低侵襲かつ高度な手術の実施

○がん疾患患者に対して地域がん診療連携拠点病院としての高度な集学的治療を提供する体制の充実及び地域の医療機関等と連携した緩和ケアや終末期医療の提供

- ・先端医学棟の設備・機能を最大限に活用し、手術、放射線治療、化学療法に係るがん診療体制の充実
- ・地域の医療機関等との連携による緩和ケアや終末期ケアの推進
- ・がん相談及び情報提供機能の強化
- ・ロボット支援手術の活用

○認知症や精神科患者の身体合併症などに対応できる体制の充実

- ・認知症や精神科患者の身体合併症に対応する病棟の運営（精神科身体合併症病棟）など医療提供体制の充実

○重篤な救急患者に対応する高度救命救急センターの運営

- ・救急搬送患者の受入体制の充実

○効率的な病院運営による県民に安全で質の高い医療を提供

- ・手術件数の増加
- ・病床稼働率 90%以上の維持
- ・患者満足度（入院・外来）の向上

【目標値】 県立総合病院

区 分		令和4年度 実 績 値	令和6年度 目 標 値
手術件数		9,160 件	9,600 件以上
病床稼働率		82.6%	90%以上
患者満足度	入 院	99.0%	90%以上
	外 来	95.9%	85%以上
ハイブリッド手術件数		525 件	500件以上
放射線治療症例件数		980 件	1,000件以上
外来化学療法件数		13,854 件	12,000件以上
ロボット支援手術件数		328 件	340件以上

(イ) 県立こころの医療センター診療事業

県内精神医療の中核病院として、総合的・専門的な精神科医療を提供するとともに、精神科救急・急性期医療や、他の医療機関では対応困難な治療の実施及び司法精神医療の充実を図る。

県民に提供する医療＜業務予定量＞

病 床 数 274 床

精神病床 274 床

入院患者 56,502 人

外来患者 36,184 人

○精神科救急・急性期医療の提供体制の充実

- ・常時精神科救急医療相談に対応可能な体制の整備
- ・救急患者を常時受入可能な体制の整備及び新たな入院患者の早期退院を支援する精神科救急・急性期医療の提供体制の整備

○他の医療機関では対応困難な精神疾患患者に対する高度医療への積極的な取組

- ・高度専門医療（クロザピン、m-E C T（修正型電気けいれん療法）、心理・社会的治療（心理教育、家族教室等））への取組

○多職種チームによる包括的在宅医療支援体制の構築

- ・入院患者が早期に退院し、地域で安心して生活できるようになるための、多職種チームによる包括的在宅医療支援体制の構築

○医療観察法等の司法精神医療への積極的な関与

- ・「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の司法精神医療への指定医療機関としての積極的な関与

○認知症・依存症・摂食障害など多様な精神疾患に対応できる体制を構築し、発達障害や思春期及び小児から成人への移行期における精神疾患への対応

- ・多様な精神疾患及び小児から成人への移行期における精神疾患等に対応するための体制の構築に向けた取組

○良好な療養環境の整備と効率的な病院運営による県民に安全で質の高い医療を提供

- ・国の公立病院経営強化政策指針や県、病院機構における精神科のあり方検討を踏まえた医療体制及び病棟の整備
- ・施設基準に対応したクロザピン新規導入患者数の確保
- ・病床稼働率85%以上の維持
- ・患者満足度（外来）の向上

【目標値】 県立こころの医療センター

区 分		令和4年度 実 績 値	令和6年度 目 標 値
クロザピン新規導入患者数		—	12人以上
病床稼働率		80.1%	85%以上
患者満足度	外 来	92.3%	85%以上
時間外診療件数		252 件	250 件以上
m-E C T実施件数		665 件	700 件以上

(ウ) 県立こども病院診療事業

小児分野の中核的医療を行う基幹病院として、一般医療機関では対応困難な小児患者に対する高度・専門医療やハイリスク妊婦に対する周産期医療を提供する。また、小児期から成人期への移行期医療に取り組む。

県民に提供する医療＜業務予定量＞

病 床 数	279床
一般病床	243床
精神病床	36床
入院患者	66,678人
外来患者	99,976人

○小児重症心疾患患者に対し、常時高度な専門的治療を提供する体制の充実及び小児心疾患治療の先進的な施設としての専門医等の育成

- ・小児重症心疾患患者へ常時対応による専門的治療の提供体制の充実
- ・小児循環器疾患治療スタッフに対する教育体制の充実や小児集中治療室（P I C U）及び新生児集中治療室（N I C U）の相互研修の実施を通じた治療レベルの向上による循環器センターの機能を強化
- ・小児用補助人工心臓装置の活用に向けた体制整備
- ・心エコー画像のリアルタイム遠隔診断の実施
- ・血管撮影装置の2台化による循環器治療の提供体制の整備

○地域の医療機関と連携したハイリスク胎児・妊婦を早期に把握、治療するための一貫した医療システムの維持・充実と新生児に対しての高度な専門的治療を提供する体制の拡充

- ・先天異常の出生前診断や、出生後の管理・処置のための体制整備
- ・新生児への低侵襲手術の実施
- ・社会の要求に応じた県内一般小児医療水準の向上

○小児がん拠点病院（厚生労働省指定）として、高度な集学的治療への積極的な取組

- ・小児がんの集学的治療推進、セカンドオピニオンの受入れなど、がん診療の機能強化
- ・院内がん登録の推進
- ・県立静岡がんセンターとの連携強化
- ・AYA世代がん診療の連携等を推進
- ・がん公開講座や研修会等の開催 など

○重篤な小児救急患者を常時受入可能な体制を維持・強化及び地域で不足する小児救急医療体制の補完等、小児救急医療のモデルとなる体制整備

- ・院内各専門領域のバックアップによる、小児救急センター・小児集中治療センターを中心とした小児救急医療全般にわたる受入体制の強化、拡充
- ・小児救急専門スタッフの教育の充実
- ・患者家族宿泊施設の充実

○子どものこころの診療分野について、総合病院、こころの医療センターとの連携を図り、県内の児童精神医療に貢献

- ・「子どもの心の診療ネットワーク事業」の拠点病院として、教育・福

祉・医療機関の連携ネットワークの更なる拡大、充実

- ・臨床研修の充実による児童精神科医の継続的育成

○重症心身障害児等の医療的ケア児の退院、在宅移行を支援する体制を県と連携して具体化

- ・医療的ケア児のレスパイト対応のため、障害者総合支援法に基づく「短期入所サービス」の実施

○効率的な病院運営と良好な療養環境の整備による県民に安全で質の高い医療を提供

- ・医療安全体制の徹底
- ・入退院支援センターを活用した患者サービスの向上
- ・心臓カテーテル治療数の増加
- ・病床稼働率75%以上の維持
- ・患者満足度（入院・外来）の向上
- ・遠隔医療の適切な推進
- ・良好な療養環境の提供、整備

【目標値】 県立こども病院

区 分		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値
心臓カテーテル治療実績		187 件	200 件以上
病床稼働率		75.9%	75%以上
患者満足度	入 院	95.9%	90%以上
	外 来	100.0%	90%以上
小児がん登録件数		42 件	45 件
リハ実施件数		25,770 件	20,000 件

2 医療従事者の確保及び質の向上

（１）医療従事者の確保・育成

- ・研修医に選ばれる良質な臨床研修指定病院としての臨床研修機能の充実
- ・地域医療連携推進法人の参画医療機関等との連携による医療従事者の確保
- ・医師の技術・知識の向上のための一般研修及び海外研修の充実、海外医師の招聘による研修の充実

- ・県立総合病院メディカルスキルアップセンターなど病院機構の研修施設を活用した教育研修の充実、複数病院との共同利用で合同一次・二次救命処置トレーニングの実施
- ・国際交流の推進
- ・認定看護師等の資格取得への支援
- ・看護学生等に対する魅力的な実習の提供
- ・コメディカル・事務職員の研修

【目標値】

区 分		令和4年度 実 績 値	令和6年度 目 標 値
医師数	総 合	198 人	202 人
	こころ	14 人	15 人
	こども	108 人	101 人
看護師数	総 合	770 人	799 人
	こころ	121 人	119 人
	こども	390 人	392 人

※ 表中の職員数は正規職員の翌年度4月1日現員数

※ 看護師は現員から休職者等を除いた実働数を記載

(2) 勤務環境の向上

- ・柔軟な勤務条件の設定及び適切な労務管理の推進
- ・医療従事者が本来業務に専念できる環境の整備
- ・職員の意欲を高め、勤務実績が的確に反映される人事・給与制度の運用
- ・職員が働きやすい施設等の環境整備
- ・県立病院院内保育所の活用

3 医療に関する調査及び研究

県内の医療水準の向上と県民の健康寿命延伸に寄与するため、県立病院としての医療資源の活用、院外への情報発信、他機関との連携等により調査・研究に取り組む。

(1) 研究機能の強化

- ・各大学院や研究所等との連携を強化し、病院機構が行う特色ある研究の推進・発展
- ・県立総合病院リサーチサポートセンターの臨床研究を行う環境整備及び研究支援体制の充実

- ・ 静岡社会健康医学大学院大学と連携した、医療ビッグデータを活用した疫学、ゲノム研究及び乳幼児難聴の音声言語獲得に係る研究などの社会健康医学研究の充実・推進
- ・ 聴覚障害児における言語獲得の研究実施と早期治療体制の構築
- ・ 県立総合病院リサーチサポートセンターにおいて、静岡県からの受託研究として、「県民の健康寿命の更なる延伸」に向けた社会健康医学研究の実施
- ・ 治験や調査研究事業に積極的に参画できる体制の整備・充実による受託件数の増加
- ・ 県立大学等の研究機関との共同研究

【目標値】

区 分		令和4年度 実績値	令和6年度 目標値
臨床研究数	総 合	409件	350件以上

(2) 診療等の情報の活用

- ・ 診療情報等の分析のできるシステムの活用

4 医療に関する地域への支援

地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすため、県立病院が有する医療資源を積極的に活用するなど、積極的な支援を進める。

(1) 地域の医療機関等との連携・支援

- ・ 県内の医師確保・偏在解消等を県、浜松医科大学、静岡社会健康医学大学院大学等と連携して実施
- ・ 県の医師派遣事業及び常勤医師の派遣への協力
- ・ 地域医療連携推進法人制度の活用等による本県の医師確保、医師の人材育成、地域医療構想推進の支援及び病院の機能分化・連携強化
- ・ 静岡市清水区の桜ヶ丘病院へ医師派遣等を行い清水区の病院医療の充実を支援
- ・ 県内病院への常勤幹部医師の配置
- ・ 専門医制度への対応
- ・ 医療機器の共同利用の推進
- ・ I C T技術を活用した地域医療機関等との連携及び支援

(2) 社会的な要請への協力及び知識や技術の普及

- ・ 公的機関からの医療に係る鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請への対応
- ・ 学会や研修会等へ積極的に参加できる仕組みづくり
- ・ 認定看護師等の資格保有者の活用

- ・ 県内の医療従事者への教育研修機能の開放
- ・ 県児童虐待早期発見医療体制整備事業を推進

(3) 県民への情報提供の充実

- ・ 定期的な公開講座、医療相談会等の開催
- ・ ホームページ等による健康管理・増進などについての情報提供
- ・ 報道機関等への情報発信

【目標値】

区 分		令和4年度 実 績 値	令和6年度 目 標 値
公開講座件数	総 合	28 件	35 件以上
	こころ	2 件	7 件以上
	こども	15 件	20 件以上

5 災害等における医療救護

県立病院として、県内外の災害等の発生に対し十分な備えをするとともに、医療救護活動の拠点としての役割を果たす。

(1) 医療救護活動の拠点機能

- ・ 基幹災害拠点病院（小児分野を含む）等として、災害時の医療救護活動の拠点機能を担う
- ・ 災害時における精神医療分野の基幹災害拠点病院として、中心的な役割を担う

(2) 他県等の医療救護への協力

- ・ 災害発生初期におけるDMAT（災害派遣医療チーム）・DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣及び県からの要請に基づく支援等の実施
- ・ 日本小児総合医療施設協議会の広域災害時相互支援協定に基づく災害時情報共有サイトの活用

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営に関しては、医療の質の向上のため、適切な職員配置や組織づくりに努めるとともに、業務改善への職員の意欲を高め、効率的な業務運営の実現を図る。

1 効率的な業務運営体制の強化

- ・ 物価高騰をはじめとする経済状況や医療環境の変化などに対応するため、意思決定の迅速化・情報の共有化等を行い、機動的に法人を運営
- ・ 医療ニーズや業務量の適切な把握と組織体制への反映

- ・病院の運営方針・状況に応じた効率的な施設運用を行うための施設設置・修繕計画の策定・実施
- ・小児医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、県立こども病院の今後の在り方について検討
- ・公平・公正な人事評価制度の実施
- ・柔軟な採用試験の実施等、業務の質と量に応じた効率的な人材の適時採用
- ・看護師確保のため、看護師修学資金の活用推進や広報活動など多様かつ多角的な確保対策の実施
- ・経営情報を把握及び適時適切な措置を講じられる体制整備
- ・経営情報を職員が共有するなど、職員全員の経営意識の向上
- ・業務の改善の取組等を通じた職員の意識向上及び病院運営の活性化

【目標値】

区 分		令和4年度 実 績 値	令和6年度 目 標 値
業務改善運動 推進制度実績 件数	総 合	95 件	95 件以上
	こころ	36 件	35 件以上
	こども	75 件	65 件以上
	本 部	20 件	15 件以上

2 事務部門の専門性の向上

- ・階層や職務に応じた効果的な研修の実施、学会発表等への事務職員の参加など
- ・異動方針の弾力的運用及び各部署におけるO J T（on-the-job training）をはじめとする人材の育成・研修の推進
- ・診療情報管理機能の強化

3 収益の確保と費用の節減

- ・平均在院日数の短縮に向けた取り組み
- ・医薬品、診療材料の適正かつ計画的な購入
- ・診療報酬など収入の適正な確保
- ・業務の質を担保しつつ、多様な契約手法の活用や事務の効率化などによるコスト縮減
- ・未収金対策の実施

第3 予算、収支計画、資金計画及び収支予算等

予算、収支計画、資金計画及び収支予算等は、別表のとおりとする。

第4 その他業務運営に関する事項

施設及び設備に関する主要な計画

施設及び設備に関する主要な計画	
総合病院	劣化改修工事他
こころの 医療センター	劣化改修工事他
こども病院	病棟電気・空調設備等改修工事他

年度計画別表

1 予算(令和6年度)

(単位:百万円)		
区	分	金額
収入		62,058
営業収益		56,653
医業収益		48,367
運営費負担金		7,176
その他営業収益		1,111
営業外収益		684
運営費負担金		124
その他営業外収益		559
資本収入		4,674
運営費負担金		0
長期借入金		4,656
その他資本収入		18
その他の収入		47
支出		60,999
営業費用		52,520
医業費用		52,124
給与費		25,661
材料費		18,013
経費		8,170
研究研修費		280
一般管理費		396
営業外費用		321
資本支出		7,996
建設改良費		4,760
償還金		3,127
長期貸付金		109
その他の支出		162

(注)計額は、端数をそれぞれ四捨五入している。

【人件費の見積り】

期間 中総額25,664百万円を支出する。
なお、当該金額は、法人の役員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。
【運営費負担金の算定ルール】
救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第88条第1項の規定により算定された額とする。
建設改良に係る償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画(令和6年度)

(単位:百万円)		
区	分	金額
収益の部		57,609
営業収益		56,878
医業収益		48,367
運営費負担金収益		7,176
資産処分益		225
その他営業収益		1,111
営業外収益		684
運営費負担金収益		124
その他営業外収益		559
臨時利益		47
費用の部		58,448
営業費用		57,380
医業費用		56,968
給与費		25,661
材料費		18,013
経費		8,274
減価償却費		4,740
研究研修費		280
一般管理費		412
営業外費用		745
臨時損失		323
予備費		0
純利益		▲ 839
目的剰立金取崩額		0
総利益		▲ 839

(注)計額は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画(令和6年度)

(単位:百万円)		
区	分	金額
資金収入		72,445
業務活動による収入		57,384
診療業務による収入		48,367
運営費負担金による収入		7,300
その他の業務活動による収入		1,717
投資活動による収入		14
運営費負担金による収入		0
その他の投資活動による収入		14
財務活動による収入		4,660
長期借入れによる収入		4,656
その他の財務活動による収入		4
前事業年度からの繰越金		10,387
資金支出		72,221
業務活動による支出		52,923
給与費支出		25,973
材料費支出		18,013
その他の業務活動による支出		8,938
投資活動による支出		4,760
固定資産の取得による支出		4,760
その他の投資活動による支出		0
財務活動による支出		3,316
長期借入金の返済による支出		2,121
移行前地方債償還債務の償還による支出		1,006
その他の財務活動による支出		189
翌事業年度への繰越金		11,222

(注)計額は、端数をそれぞれ四捨五入している。

4 収支予算等

(1) 収益的収入及び支出

① 収入

(単位: 千円)

款	項	目	金額
営業収益			56,878,031
	医業収益		48,366,953
		診療収益	47,816,437
		その他医業収益	693,062
		保険等査定減	▲ 142,546
	運営費負担金収益		7,175,900
		運営費負担金収益	7,175,900
	資産見返負債戻入		224,859
		資産見返負債戻入	224,859
	その他営業収益		1,110,319
		補助金等収益	1,110,319
営業外収益			683,559
	運営費負担金収益		124,100
		運営費負担金収益	124,100
	その他営業外収益		559,459
		財務収益	6,919
		雑益	552,540
臨時利益			47,000
	臨時利益		47,000
		過年度損益修正益	0
		その他臨時利益	47,000
計			57,008,590

② 支出

(単位: 千円)

款	項	目	金額
営業費用			57,380,163
	医業費用		56,968,002
		給与費	25,661,371
		材料費	18,012,674
		経費	8,273,542
		減価償却費	4,740,391
		研究研修費	280,024
	一般管理費		412,161
		給与費	306,671
		経費	89,691
		減価償却費	15,799
営業外費用			744,559
	財務費用		266,096
		支払利息	266,096
	その他営業外費用		478,463
		資産取得に係る控除対象外消費税償却	393,160
		消費税	54,226
		雑損失	31,077
臨時損失			323,412
	臨時損失		323,412
		固定資産除却損	241,412
		過年度損益修正損	0
		その他臨時損失	82,000
予備費			0
	予備費		0
		予備費	0
計			58,448,134

注1) 支出予算の流用は会計規程に定めるところによる。

注2) 棚卸資産の購入限度額は17,978,000千円とする。

(2) 資本的収入及び支出

① 収入

(単位: 千円)

款	項	目	金額
資本収入			4,673,709
	長期借入金		4,656,000
		長期借入金	4,656,000
	その他資本収入		17,709
		補助金等	17,709

② 支出

(単位: 千円)

款	項	目	金額
資本支出			7,995,818
	建設改良費		4,759,877
		資産購入費	1,585,736
		建設改良費	3,174,141
	償還金		3,127,000
		移行前地方債償還債務元金償還金	1,006,000
		長期借入金元金償還金	2,121,000
	長期貸付金		108,741
		長期貸付金	108,741

注1) 支出予算の流用は会計規程に定めるところによる。

(3) 重要な資産の取得

区 分		名 称	用 途	備考
総合病院	器械 備品	線形加速器システム (リニアック)	がん細胞に対して体外から 放射線を照射して治療する 装置	更新
	器械 備品	検体検査自動化システム	生化学検査、血液検査を行う 分析装置及びそれらを結ぶ 搬送システム	更新
こども病院	器械 備品	血管撮影装置 (アンギオ装置)	造影剤を血管に注入して、心 臓カテーテルや脳アンギオ 等血管撮影を行う	増設
	器械 備品	人工心肺システム	心臓手術の際、心臓と肺の機 能を一時的に代行する装置	更新

(4) 長期借入金

目 的	期 間	限度額
県立病院施設整備事業 器械備品等購入事業	30 年以内 (措置期間を含む)	4,656,000 千円